


 ふみゆり いちどう  
 浮洋 一道 開く

● NPO法人ホップ  
 障害者地域生活支援センター

代表理事 竹 田 保

秋の深まりとともに日ごとに寒さが増し、街路樹の葉が色づく頃になると、長い冬の訪れを意識する季節となります。晴れた日でも風が冷たく、外出の際にはすでに冬用の上着が欠かせません。これから雪が降り始めると、車いす利用者にとっては移動そのものが大きな課題になります。

私も、冬になるたびに感じるのは、「行きたい場所へ行けること」が季節によって左右されるという現実です。雪が積もると歩道が狭くなり、段差やわだちで車輪が取られ、短い距離でも移動に時間と体力を要します。特に北海道では、降雪により歩道が埋まり、自宅からバス停や駅までの移動がほぼ不可能になります。除排雪が比較的進むのは車道であり、危険を承知のうえで車道を走行せざるを得ないのが実情です。

公共交通の利用も冬期は難しくなります。駅までの道が凍結していると外出をためらう方も多く、バス停に屋根や融雪設備がない場所では吹雪の中での乗降が危険です。タクシーも雪道では予約が集中し、車いす対応車両はすぐに埋まってしまう。

そのため、冬期間はやむを得ず自家用車に頼ることが増えてますが、ここで問題となるのが「車いす駐車場の適正利用」です。車いすマークの区画に一般車が止まっていて使えない——そんな声を頻繁に耳にします。外出先での駐車スペース確保は、命綱にも等しい重要な条件です。

雪によって標識や区画線が見えづらくなり、短時間駐車などの“つい”という行為が、当事者にとって致命的な障壁となります。車いすマークの区画は優先ではなく「専用」です。本来の利用者が安心して使えるよう、冬期でも見やすい標識整備や利用証掲示の徹底が求められ

ます。

全国では、「パーキング・パーミット制度(駐車利用証制度)」が導入されています。障がい者や高齢者、妊産婦など、移動に配慮が必要な方が自治体発行の利用証を掲示して専用区画を使う仕組みです。国土交通省によれば、令和7年4月時点で47都道府県のうち44府県が制度を導入・運用中で、未導入は北海道・東京都・愛知県の3都道県に限られます。多くの自治体で、制度により駐車区画の適正利用が促進されたとの報告があり、相互利用制度の整備も進んでいます。

一方で、「一般利用者とのトラブル」や「利用証の確認負担」など運用面の課題も指摘されていますが、それでも多くの自治体が制度の有効性を評価しています。限られた駐車スペースを本当に必要とする人が使えるようにするには、こうした制度が不可欠です。

北海道は、広い地域を車で移動する人が多く、冬季は公共交通が使えない日もあります。本来こそ、この制度が最も必要とされる地域ではないでしょうか。導入の遅れを放置せず、地域特性に合った運用を検討することが求められます。

車いす利用者が自由に移動できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会につながります。季節はこれから本格的な冬へと向かいます。私たちが雪の下でも安心して暮らせるように、公共交通や駐車場整備、地域の除雪体制、そしてパーキング・パーミット制度の早期導入など、暮らしの足元を支える仕組みを見直すことが求められます。どんな季節でも、行きたい場所に行ける社会——それが、誰もが安心して生きることのきる共生社会の基盤だと思います。

■ 参考：

国土交通省「障害者等用駐車区画の適正利用推進に関する取組状況」(令和7年4月)／

愛知県「駐車利用証制度に関する調査報告書」(2022年)／

富山県福祉政策研究所 『発達支援研究 第10号』(2023年)